

資料 3-3-2 阪神・淡路大震災以降の復興関連法制度整備

(1) 阪神・淡路大震災関連立法の概要

表 1 阪神・淡路大震災関連立法一覧

法律名	施行日	内容
①地方税法の一部を改正する法律	H7. 2. 20	阪神・淡路大震災により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、平成7年度個人住民税において、平成6年中の所得につき、当該損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を実施する。
②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律	H7. 2. 20	阪神・淡路大震災の被害者を含む災害被害者の所得税の負担軽減を図るため、災害減免法の適用対象となる者の所得限度額を現行の600万円から1,000万円に引き上げる等の措置を講ずる。
③阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	H7. 2. 20	阪神・淡路大震災による損害について、平成6年分の所得税に対して、「雑損控除」と「災害減免法による所得税の減免」の選択を前例して適用することができる特例措置等を実施し、また、今回被災した関税延納制度利用者の納期限の再延長等や緊急救援物資等の臨時開庁手数料等の免除等について特例措置を講ずる。
④阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律	H7. 2. 24	阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域（阪神・淡路地域）において、その震災被害が未曾有のものであることから、同地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めることにより、同地域の復興を迅速に推進する。
⑤被災市街地復興特別措置法	H7. 2. 26	阪神・淡路大震災の被災市街地を緊急に復興し、防災性の高いまちづくりを実現するとともに、今後、大規模な災害が発生した場合にも即時に対応できるよう、都市計画、土地区画整理事業、住宅の供給等に関する特別措置を講ずる。
⑥阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	H7. 3. 1	阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者等についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行う。
⑦阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律	H7. 3. 1	阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債の発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定める。
⑧平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律	H7. 3. 1	地方財政の状況にかんがみ、阪神・淡路大震災に伴う特別交付税の特例増額等平成6年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例を設ける。
⑨阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措	H7. 3. 1	阪神・淡路大震災に伴う対策の一環として、①許可等の有効期間等の延長に関する措置及び②法令に基づく届出等の義務の期限内不履行の免責に関する措置を設ける。

置法		
⑩阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法	H7. 3. 1	阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の被災失業者を雇い入れ、その生活の安定を図る。
⑪阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	H7. 3. 13	阪神・淡路大震災により被災した地方公共団体で、統一地方選特例法に規定されている選挙期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村又はその市町村を包括する府県の任期満了による選挙の期日を平成7年6月11日とするとともに、選挙の期日を延期された議会の議員又は長の任期の特例を設ける。
⑫阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律	H7. 3. 17	平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停法による調整の申立てをする場合にはその手数料を免除する。
⑬阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律	H7. 3. 24	阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、破産宣告及び最低資本金制度に関する経過措置の特例を定める。
⑭被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法	H7. 3. 24	阪神・淡路大震災による被害の実情にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合に、建物を再建するための要件を緩和し、また、その再建に関する敷地の共有者等間の利害の調整のための制度を導入する。
⑮阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	H7. 3. 27	阪神・淡路大震災による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講ずる。
⑯地方税法の一部を改正する法律	H7. 3. 27	阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして取得等した家屋・償却資産に係る固定資産税等及び被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業に係る不動産取得税について特例措置等を講ずる。
⑰特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律	H8. 6. 14	近年の災害発生の状況等にかんがみ、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めた。

(2) 阪神・淡路大震災関連立法の恒久化

表2 阪神・淡路大震災関連立法の定型化・一般化の検討（国土庁防災局資料）

分類	法律名	定型化・一般化の可否
恒久法として 制定	⑤被災市街地復興特別措置法 ⑭被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 ②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律	-
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律	⑨阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法 ⑬阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（のうち法人の破産宣告の特例に関する部分） ⑫阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律	○
時限的・個別的措置	⑦阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律 ⑧平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律	× 平成6年度の財政状況に対応するためのもの
	⑬阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（のうち最低資本金の制限の特例に関する部分）	× 法に基づく制度自体が時限である
	④阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律	× 個別災害の復興の方針等を定める
	⑪阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	× 任期の特例は災害ごとに法定すべき
財政・税制措置等	⑥阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 ③阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 ⑮阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 ①地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第9号） ⑯地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第49号） ⑩阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法	× 被害の態様や地域の実情等に応じてはじめて具体的に定められる性格のもの

「災害と安全<<地方自治総合講座 16>>」，ぎょうせい（H11.4）をもとに一部修正

(3) 被災者生活再建支援制度「激甚災害指定基準」、「局地激甚災害指定基準」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」の一部改正

1 改正の経緯

激甚災害制度は、国民経済に著しい影響を与えるような激甚な災害が発生した場合に、公共土木施設や農地等の災害復旧に必要な費用の負担に関して国庫補助の嵩上げを行い、地方公共団体の財政負担を軽減することなどを目的として昭和 37 年に創設されました。

公共土木施設災害復旧事業等に係る激甚災害の指定(全国的規模の本激の指定)については、制度発足当初は毎年 1～2 件指定されていましたが、市町村単位で行われるいわゆる「局激」を除けば、昭和 59 年以降の指定は阪神・淡路大震災の 1 件のみとなっています。

このため、近年の地方公共団体における財政の逼迫状況等を踏まえ、被災した団体の財政負担の緩和を図るとともに、被災地域の円滑かつ早期の復旧を図ることを目的として、公共土木施設等に激甚な被害が発生した災害については、これを適切に激甚災害に指定できるよう、「激甚災害指定基準」(昭和 37 年中央防災会議決定)の一部、「局地激甚災害指定基準」(昭和 43 年中央防災会議決定)の一部及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」(昭和 37 年政令第 403 号。以下「施行令」といいます。)の一部を改正しました。

2 激甚災害指定基準(公共土木施設関係)

激甚災害の指定には、

- ① 全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合(いわゆる本激)と
- ② 局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を指定する場合(いわゆる局激)の二つがあり、さらに①の本激には、
 - A. 全国的に大規模な災害が生じた場合の基準(本激 A 基準)と
 - B. A の災害ほど大規模でなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合の基準(本激 B 基準)があります。

3 改正の概要

1) 本激A基準

本激Aの指定基準は、全国の査定見込額が全国の地方公共団体の標準税収入の一定割合を超えることを要件としていますが、この割合を大幅に引き下げることになりました。平成11年度の標準税収入(約30兆円)をもとに計算すれば、従来は約1兆2,000億円でしたが、改正後は約1,500億円を超える被害があれば本激の指定が可能になります。

4%	→	0.5%
約1兆2,000億円		約1,500億円

2) 本激B基準

本激B基準は、次の2つの要件を満たす必要があります。

第1の要件は、全国の査定見込額が全国の地方公共団体の標準税収入の一定割合を超えることですが、この割合についても大幅に引き下げることとしました。平成11年度の標準税収入(約30兆円)をもとに計算すれば、従来は約3,600億円でしたが、改正後は約600億円を超える被害があれば、これを満たすことになります。

1.2%	→	0.2%
約3,600億円		約600億円

第2の要件は、次のいずれかを満たすことですが、これも大幅に引き下げることとしました。

ア. 一の都道府県の標準税収入に対する当該都道府県分の査定見込額の割合

100%	→	25%
------	---	-----

イ. 一の都道府県内の市町村の標準税収入に対する当該都道府県内の市町村分査定見込額の割合

25%	→	5%
-----	---	----

激甚災害指定基準の一部を以上のように改正したことにより、A基準、B基準を合わせて、おおむね1年に1回の本激の指定が可能になるものと考えられます。

3) 特定地方公共団体の基準

国庫補助の上積みを受けるためには、災害復旧事業費等の自己負担額がその地方公共団体の標準税収入の一定割合を超えることが必要ですが、施行令の一部改正により、次のとおりその割合を従来の1/2に引き下げることとしました。

都道府県	20%	→	10%
市町村	10%	→	5%

4) 局激基準

市町村単位で激甚災害の指定を行う場合の基準ですが、その市町村の標準税収入に対する査定事業費の割合を1/2に引き下げることとしました。

100% → 50%

以上の改正により、例えば、平成10年の実績では、年間50市町村が局激指定を受けましたが、改正後の基準をもとに試算すれば、106市町村と倍増することになります。

4 改正日及び適用期日

平成12年3月29日 公布、施行。

当該改正基準等は、平成12年1月1日以後に発生した災害から適用されます。

(出典：国土庁(当時)広報資料より)

(4) 「激甚災害指定基準」(中小企業関係)の一部改正

1 改正の経緯

平成12年9月8日から17日にかけての東海地方を中心とした豪雨災害による中小企業関係の被害額が、激甚災害に指定された過去の災害を大きく上回る規模となっていること等を考慮し、一の都道府県内における中小企業者所得の総額にかかわらず、一定の被害額を超えた場合にも激甚災害として指定できるように、激甚災害指定基準(昭和37年中央防災会議決定)の一部を改正しました。

なお、この中小企業関係の同基準の改正は、同基準を制定した昭和37年以来、38年ぶりの初めての改正です。

2 激甚災害指定基準(中小企業関係)

激甚災害の指定には、

- ① 全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合(いわゆる本激)と
- ② 局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を指定する場合(いわゆる局激)の二つがあり、さらに①の本激には、
 - A. 全国的に大規模な災害が生じた場合の基準(本激A基準)と
 - B. Aの災害ほど大規模でなくとも、特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合の基準(本激B基準)があります。

今回、一部改正をしたのは、中小企業関係の本激B基準です。

3 改正の概要

(1) 現行基準(中小企業関係の本激B基準)

$$\boxed{\text{全国の中小企業関係被害額}} > \boxed{\text{全国の中小企業所得推定額} \times 0.06\%}$$

(平成12年度)

1,416億円(236兆円×0.06%)

かつ、次の基準を満たす都道府県が一以上あること

$$\boxed{\text{都道府県内の中小企業関係被害額}} > \boxed{\text{その都道府県の中小企業所得推定額} \times 2\%}$$

(2) 問題点

中小企業所得推定額が大きな都道府県においては、全国を単位とする1,416億円以上の被害があるにもかかわらず、都道府県を単位とする「かつ基準」を満たさないという逆転現象が発生してしまいます。

(東京都は1兆円、愛知県は3,200億円を超える必要があります。)

(3) 改正の考え方

激甚災害に指定された過去の災害の被害額との整合を図る観点から、一の都道府県において、中小企業所得推定額との比較によるパーセント基準のほかに、一定の被害額を超えた場合にも激甚災害として指定できるように、金額基準を設けることとしました。

都道府県内の中小企業関係被害額 > 1,400 億円

(平成 12 年 9 月の東海地方を中心とした豪雨災害における愛知県の中小企業関係被害額は約 2,330 億円のため、改正後の基準を満たします。)

○激甚災害指定基準 6 の B (下線部分を追加)

「一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2% を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が 1,400 億円を超える都道府県が一以上あるもの」

4 改正日及び適用期日

改正日 平成 12 年 10 月 31 日付け中央防災会議決定。

適用期日 平成 12 年 9 月 8 日以後に発生した災害から適用されます

(出典：国土庁(当時)広報資料より)

(5) 被災者生活再建支援制度

出典：被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）

制度の名称	被災者生活再建支援制度（生活関連経費）																																
支援の種類	給付																																
支援の内容	<p>●災害により住宅が全壊等した世帯に対して、生活に必要な物品の購入費や引越費用等を支します。</p> <p>■対象となる経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ア</td> <td>生活に通常必要な物品の購入費又は修理費</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>生活の移転に通常必要な移転費（引越費用）</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>住居を移転するための交通費</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>住宅を賃借する場合の礼金など</td> </tr> </table> <p>■支給限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>世帯主の年齢は問わない</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 700万円以下</td> <td>世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円を超え 800万円以下</td> <td>世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>			ア	生活に通常必要な物品の購入費又は修理費	イ	特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費	ウ	自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費	エ	生活の移転に通常必要な移転費（引越費用）	オ	住居を移転するための交通費	カ	住宅を賃借する場合の礼金など	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円	500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円	700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
	ア	生活に通常必要な物品の購入費又は修理費																															
	イ	特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費																															
	ウ	自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費																															
エ	生活の移転に通常必要な移転費（引越費用）																																
オ	住居を移転するための交通費																																
カ	住宅を賃借する場合の礼金など																																
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	支給限度額																															
		複数世帯	単数世帯																														
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円																														
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円																														
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円																														
活用できる方	<p>●住宅が全壊等（※）した世帯のうち、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。</p> <p>※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。</p>																																
お問い合わせ	都道府県、市町村																																

制度の名称	生活再建支援制度（居住安定支援制度）																																																													
支援の種類	給付																																																													
支援の内容	<p>●災害により住宅が全壊又は大規模半壊等した世帯に対して、住宅の解体・撤去費、再建のためのローン利子の一部、家賃などの居住関係の経費を対象に支援金を支給します。</p> <p>■対象となる経費</p>																																																													
	<p>①被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費 （大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去及び整地に要する経費が対象になります） ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲になります。</p> <p>②被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費 （大規模半壊住宅は補修に係る借入金関係経費も対象になります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象です） ・ローン保証料 <p>③被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限ります）</p> <p>④被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金 																																																													
	<p>■支給限度額</p>																																																													
	<p>①自宅が全壊等し、住宅を建設又は購入する場合は、200万円を上限に支給します。</p> <table border="1" data-bbox="376 1245 1406 1559"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>200万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え 700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え 800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設又は購入する場合は、100万円を上限に支給します。</p> <table border="1" data-bbox="376 1671 1406 1984"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>100万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え 700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え 800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件				住宅の形態	支給限度額																																																								
		複数世帯	単数世帯																																																											
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円																																																										
		借家	100万円	75万円																																																										
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																																											
			複数世帯	単数世帯																																																										
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円																																																										
		借家	100万円	75万円																																																										
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																										
		借家	50万円	37.5万円																																																										

支援の内容	<p>③住宅が全壊等又は大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50万円を上限に支給します。ただし、上記①又は②の支給限度額の内数になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯の年収</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th> <th rowspan="2">住宅の形態</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単身世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td> <td>持家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>50万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">500万円を超え 700万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">700万円を超え 800万円以下</td> <td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は 要援護世帯</td> <td>持家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> <tr> <td>借家</td> <td>25万円</td> <td>18.75万円</td> </tr> </tbody> </table>					世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単身世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	25万円	18.75万円	借家	25万円	18.75万円	700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	25万円	18.75万円	借家	25万円	18.75万円
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																
複数世帯				単身世帯																																
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50万円	37.5万円																																
		借家	50万円	37.5万円																																
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は 要援護世帯	持家	25万円	18.75万円																																
		借家	25万円	18.75万円																																
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は 要援護世帯	持家	25万円	18.75万円																																
		借家	25万円	18.75万円																																
	<p>●他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に1/2を乗じた扱いになります。</p> <p>●支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費が対象です。</p>																																			
活用できる方	<p>●住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。</p> <p>※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。</p>																																			
お問い合わせ	都道府県、市町村																																			

参考：阪神・淡路大震災関連立法の要旨、付帯決議等

※要旨、付帯決議等は、参議院ホームページからの抜粋

①地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第9号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 雑損控除の特例

阪神・淡路大震災の被災者の負担の軽減を図るため、阪神・淡路大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成6年において生じた損失の金額として、平成7年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第10号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者を含む災害被害者の負担の軽減を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税の軽減免除又は徴収猶予等の適用対象となる者の所得限度額を現行の600万円から1,000万円に1.7倍程度引き上げるとともに、全額免除等の対象となる所得限度額についても、同程度の引上げを行う。

2 1の改正は、原則として、平成6年分の所得税から適用する。

【「閣法第45号」及び「閣法第46号」に対する付帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の阪神・淡路大震災に伴う緊急対応等の執行に当たっては、被災者である納税者の実情等に十分留意して、税務相談・広報の充実を期するなど、その円滑な実施に努めること。
- 一 大震災が広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、被災者・被災企業の生活・事業の早急な復旧を図り、それを支援する等の観点から、所得税の緊急対応等に引き続き、必要に応じて、税の制度、執行両面にわたり、可能な限り迅速、適切かつ有効な対応を行うこと。

一 所得税の緊急対応等の迅速な実施を含め、納税環境に的確に対応するため、国税職員及び税関職員の処遇改善、定員確保など、税務執行体制の一層の充実に努めること。

右決議する。

③阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に、かつ、平成6年分の所得税の申告期限前という特殊な時期に発生したこと、及び大震災が神戸港という我が国の貿易拠点を直撃し甚大な被害を引き起こしたこと等を踏まえ、被災者等の負担の軽減を図る等のため、緊急に対応すべき措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税関係

（1）雑損控除の特例

大震災により住宅家財等について損失が生じたときは、平成6年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

（2）被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例

（1）との関連で、大震災により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を平成6年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例を設ける。

（3）災害減免法の特例

大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けたときは、（1）との選択により、平成6年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例を設ける。

2 関税関係

（1）納期限等の延長

関税の納期限延長制度の利用者で今回被災した者に係る関税の納期限を延長する等の特例を設ける。

（2）臨時開庁手数料等の免除

緊急救援物資及び被災した貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料等を免除する等の特例を設ける。

④阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成7年法律第12号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興を迅速に推進するため、その復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが協同して、生活の再建、経済の復興及び安全な地域づくりを緊急に推進すべきことを基本理念として行うものとする。

2 国が講ずる措置

国は、基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

3 阪神・淡路復興対策本部の設置及び組織

総理府に阪神・淡路復興対策本部を置くとともに、その長を阪神・淡路復興対策本部長として内閣総理大臣をもって充てるものとする等、阪神・淡路復興対策本部の事務及び組織に関して必要な事項を定めるものとする。

4 その他

この法律は、施行の日から起算して5年を期限とするものとする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 阪神・淡路復興対策本部は、災害の復興事業に関する極めて重要な目的をもって設置される趣旨にかんがみ、関係省庁間の円滑かつ速やかな調整を図り、地方公共団体又はその機関が実施する災害復興事業が円滑に施行されるよう国は必要な関係法規の整備に努めること。

2 阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推進するため、地方の主体性を重視しつつ、国としての役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、地方公共団体と協力し、復興計画を速やかに提示できるよう積極的に支援することとし、必要な財政措置を講ずること。

3 被災地域の雇用の安定を図るとともに、被災中小企業を初めとする地域の企業の一日も早い事業再建へ向けて、財政、金融、税制上の万全の措置を講ずること。

4 被災者の生活の再建及び経済の復興に当たっては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講ずるとともに、民間の活力を生かした復興意欲を振興するよう努めること。

5 新たな復興計画の策定に関しては、防災都市づくりを考慮して公共の福祉と私権の円滑な調整を図ること。

6 復興計画の策定に当たっては、建築基準法、都市再開発法等の建築規制の特例を活用するなど、特に区分所有建物の円滑な復興に配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整備に関しても災害に強い都市づくりの観点から、都市基盤施設やオープンスペースの確保に配慮した計画を策定すること。

右決議する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132419.htm

⑤被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により激甚な被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興が喫緊の課題となっていること等にかんがみ、阪神・淡路地域のみならず大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地について復興に関する基本的制度を確立するため特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 被災市街地における新しい都市計画上の制度として、被災市街地復興推進地域を創設することとし、その地域の整備についての市町村の責務と建築行為等の制限等を定める。
- 2 被災市街地復興推進地域の面的な整備に土地区画整理事業及び市街地再開発事業の活用等を図ることとし、そのため土地区画整理事業の中で住宅建設を一体的に推進するための特例等を設ける。
- 3 復興に必要な住宅の供給等を推進するため、住宅を失った被災者等に公営住宅等の入居者資格を認める特例及び被災市町村の要請等に基づき、住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社の能力を住宅の供給等に活用することができる特例を設ける。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 1 阪神地域及び淡路地域の市街地の復興に当たっては、長期的観点に立って、防災性の高い良好なまちづくりを行うことを最重点の課題とするとともに、本法の迅速かつ最大限の活用が図られるよう、国としても、地方公共団体の創意を基本としつつ、万全の支援に努めること。
- 2 阪神地域及び淡路地域の被災者の生活再建にとって住宅の確保は最も重要であることにかんがみ、公営住宅の入居の特例等にとどまらず、被災者の住宅確保のための措置を積極的に講ずること。
- 3 阪神地域及び淡路地域の被災者の早急な生活再建と市街地の一刻も早い本格的復興が図ら

れるよう、万全の支援に努めること。

4 今回の被災を教訓とし、各都市における防災性の高いまちづくりに向けて、関係の諸施策を総合的かつ積極的に推進すること。

右決議する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132413.htm

⑥阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助並びに社会保険の加入者についての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 特定被災地方公共団体等に対する補助等

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の規定を特別に適用すること。

2 阪神・淡路大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこと。

- (1) 警察施設（補助率 交通安全施設 10 分の 8 その他の警察施設 3 分の 2）
- (2) 病院（補助率 公立病院 3 分の 2 政令で定める病院 2 分の 1）
- (3) 公立火葬場（補助率 3 分の 2）
- (4) 公立と畜場（補助率 3 分の 2）
- (5) 水道（補助率 10 分の 8）
- (6) 一般廃棄物の処理施設（補助率 10 分の 8）
- (7) 社会福祉施設（公立又は社会福祉法人設置）（補助率 3 分の 2）
- (8) 中央卸売市場（補助率 3 分の 2）
- (9) 工業用水道施設（補助率 10 分の 8）
- (10) 商店街振興組合等の共同施設（補助率 2 分の 1）
- (11) 神戸港指定法人の管理する施設（国庫補助及び無利子融資を行う。）
- (12) 改良住宅等（補助率 10 分の 8）
- (13) 都市施設（補助率 10 分の 8）
- (14) 消防施設（補助率 3 分の 2）

第2 社会保険の加入者についての負担の軽減

1 医療保険等において、一部負担金の免除等を行うこと。

2 医療保険等において、保険料の免除等を行うこと。

第3 中小企業者及び住宅を失った者等に対する金融上の支援

1 中小企業信用保険のてん補率の引上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定等を行うこと。

2 設備近代化資金の新規借入金に係る償還期間の延長を行うこと。

3 商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引上げ等を行うこと。

4 住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長等を行うこと。

第4 その他

1 平成6年度に加え平成7年度にも歳入欠かん等債の発行を可能とすること。

2 船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を適用すること。

3 内定者を雇用保険の被保険者とみなして雇用安定事業等の規定を適用すること。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132419.htm

⑦阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律（平成7年法律第17号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書の規定により同年度において追加的に発行される公債（建設公債）についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 政府は、平成6年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（8,106億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)により平成六年度に発行することができることとされた特例公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

2 建設公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例

平成6年度一般会計補正予算（第2号）において追加発行される建設公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該建設公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132405.htm

⑧平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成7年法律第18号）

【要旨】

本法律案は、平成6年度第2次補正予算に関連して次のような特例措置を設けようとするものである。

1 特別交付税の特例増額

阪神・淡路大震災による被害状況が極めて甚大であること等に配慮し、地方交付税の総額（特別交付税）に300億円を加算することとし、これに伴う増加相当額については、地方財政の状況等を踏まえ、その運営に支障が生じないように、別に法律の定めるところにより、平成8年度以降減額する措置を講ずることとする。

2 国税の減収に伴う地方交付税の総額の特例

国税の減収に伴う地方交付税への影響額（1,772億8,000万円）については、地方交付税の総額を第1次補正予算後の額に固定し、第2次補正予算では、減額を行わない措置を講ずることとする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132402.htm

⑨阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法（平成7年法律第19号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長及び法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除に関し所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 国の行政機関の長等は、阪神・淡路大震災（以下「震災」という。）の被災者等に係る権利その他の利益であって、その存続期間が震災発生日である平成7年1月17日以降に満了するものについては、その満了日を告示等により同年6月30日を限度として延長することができることとする。

2 法令に基づき平成7年1月17日から同年4月27日までの間に履行されるべきであるとされている届出、報告等の義務が震災により履行されなかった場合において、その義務が同月28

日までに履行されたときには、行政上又は刑事上の責任は問われないこととする。

3 本法律は、公布の日から施行する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132401.htm#132401

⑩阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法（平成7年法律第20号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域の公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 労働大臣は、阪神・淡路大震災を受けた地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として指定する地域（特別地域）において計画実施される公共事業について、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの被災失業者（平成7年1月17日以後に失業した者で、特別地域内に居住する失業者及びそれ以外の失業者で特別地域内で行われる事業に従事していたもの）との比率（吸収率）を定めることができるものとする。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等は、公共職業安定所の紹介により、吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならないものとする。

3 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して5年を経過した日に、その効力を失うものとする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132412.htm

⑪阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成7年法律第25号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた地域について、平成7年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 選挙の期日

(1) 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（その区域の全部又は一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日に

においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）及び指定市町村の区域を包括する府県（以下「指定府県」という。）に限る。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、平成7年6月11日とする。

（2）（1）に掲げる指定市町村又は指定府県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が一定の期間に生じた場合においても、当該選挙の期日は、平成7年6月11日とする。

（3）（1）による指定をしたときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

（4）（1）による指定に当たっては、自治大臣は、あらかじめ当該府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないものとし、当該府県の選挙管理委員会が自治大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

2 任期の特例

1の（1）に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、平成7年6月10日までの期間とする。

3 その他

（1）1により行われる各選挙については、公職選挙法第119条の同時選挙の規定を適用するものとする。

（2）この法律は、公布の日から施行するものとする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132420.htm

⑫阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律（平成7年法律第31号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争に係る民事調停法による調停の申立ての手数料について特別の免除措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 調停の申立ての手数料の免除

平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、手数料の納付を要しない。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132403.htm

⑬阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律（平成7年法律第42号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、破産宣告等及び最低資本金制度に関する経過措置の各特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 破産宣告等の特例

阪神・淡路大震災による被害により債務超過に陥った法人に対しては、一定の場合を除き、平成9年1月16日までの間、破産宣告をすることができないこととし、法人の理事等について破産申立義務を課さないこととする。

2 最低資本金制度に関する経過措置の特例

阪神・淡路大震災の発生の日に大阪府及び兵庫県の区域内に登録された本店が所在していた株式会社及び有限会社については、平成8年3月31日までの最低資本金に関する猶予期間を平成9年3月31日まで延長する。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132403.htm

⑭被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況等にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合に、その建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、その再建に関する敷地の共有者等間の利害の調整のための制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 全部滅失の場合の特別多数決議による建物の再建

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日から起算して3年以内に、その敷地共有持分等の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数で、建物の再建の決議をすることができる。

2 共有物分割請求の禁止

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日の1月後から政令施行日の3年後までの間は、一定の場合を除き、民法の規定による共有物分割請求をすることができない。

3 一部滅失の場合の建物等の買取請求権の行使に関する特例政令で定める災害により区分所有建物の大規模な一部滅失があった場合において、復旧又は建替えの決議が行われないうちに、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地に関する権利の買取請求権を行使できる時期を、その政令施行日から1年を経過した後とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132403.htm

⑮阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）

【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災（以下「大震災」という。）による被害が、広範な地域にわたり、同時・大量・集中的に発生したこと等を踏まえ、先般の緊急に対応すべき措置として講じた所得税における雑損控除の特例等の措置に加え、被災者、被災企業の被害に対する早急な対応及び被災地における生活・事業活動の復旧等への対応を図る等のため、所得税、法人税その他国税関係法律の特例を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 被災者・被災企業の被害に対する早急な対応

（1）住宅取得促進税制の適用の特例

制度適用の住宅が大震災により滅失等しても、6年の控除期間のうち残存期間につき継続適用する。

（2）財形住宅貯蓄等の遡及課税等の特例

財形住宅（年金）貯蓄の大震災に伴う目的外の払出しの場合にも、利子等の遡及課税等を行わない。

（3）法人税の繰戻し還付

欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、前年の法人税額のうち、震災損失金額に対応する部分の税額を還付する。また、その還付税額が震災損失金額の2分の1に対応する部分の税額に満たない場合には、その満たない部分につき、更に1年遡って還付する。

（4）相続税・贈与税の特例

大震災の被災日前の相続又は贈与で被災日以降に申告期限が到来する場合、指定地域内の土地及び一定の非上場株式については、大震災発生直後の価額によることができるものとする。

2 被災地における生活・事業活動の復旧等への対応

（1）住宅資金の貸付け等を受けた場合の特例

大震災により自己の住宅が滅失等した従業員が、企業から住宅の取得等を目的とした無利子ないし低利融資を受ける場合、従業員が受ける経済的利益には所得税を課さない。

(2) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

大震災により被災市街地復興特別措置法の規定により住宅被災市町村とされた市町村の区域内において取得する一定の優良な賃貸住宅につき、5年間、耐用年数45年以上のものにあつては100分の70、耐用年数45年未満のものにあつては100分の50の割増償却を認める。

(3) 事業用資産の買換え特例

被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、及び被災区域外の土地等を譲渡、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合につき原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰延べを認める。

(4) 登録免許税の特例

大震災により滅失等した住宅、工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免税とする。

3 その他

居住用財産及び特定の事業用資産の買換えの特例等に係る買換資産の取得期間等の延長の特例、消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る適用関係の特例等、所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税減収見込額は、約1,200億円である。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132405.htm

⑯地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第49号）

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

(1) 阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより財産形成住宅貯蓄等の不適格払出し、当該不適格払出しに係る利子割の額がある場合において、勤労者が、平成7年9月30日までに、道府県知事に対し、当該利子割の額の還付を請求したときは、道府県は、当該利子割の額を還付等しなければならないものとする。

(2) 確定優良住宅地等予定地の譲渡が、阪神・淡路大震災によって一定の期間内に優良住宅地等のための譲渡に該当することが困難となった場合に、延長された期間をその一定の期間とみなす特例を設けることとする。

2 事業税

阪神・淡路大震災に伴い地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付等に係る期限と確定申告納付等に係る期

限とが同一の日となる場合は、当該中間申告納付等をするを要しないこととする。

3 不動産取得税

被災市街地復興土地区画整理事業に係る公営住宅等の用に供するための保留地の取得、復興共同住宅区内の土地の共有持分の取得及び清算金に代わる住宅等の取得について、非課税措置を講ずることとする。

4 固定資産税及び都市計画税

(1) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成7年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成8年度又は平成9年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。

(2) 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき土地登記簿等に所有者として登記等がされている者で平成7年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者等をもって当該仮換地等に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成8年度分又は平成9年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該仮換地等を被災住宅用地とみなして課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する。

(3) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと市町村長等が認める償却資産を取得し、又は改良した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準を3年度間その価格の2分の1の額とする。

(4) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が平成10年1月1日までの間に当該滅失し、又は損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は改築した場合における当該家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る固定資産税額又は都市計画税額の2分の1に相当する額を3年度間減額する。

5 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

⑰特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）

【要 旨】

1 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、本法に定める措置を講ずることが特に必要と認められるものを、特定非常災害として政令で指定するとともに、併せて、当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定することとする。

2 行政上の権利利益に係る満了日の延長等

許認可等の有効期間等、特定非常災害の被害者の権利利益に係る満了日を一定期間延長することができることとし、また、履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合において、一定期限までに履行されたときには、行政上及び刑事上の責任を問われないこととする。

3 法人の破産宣告の特例

特定非常災害により債務超過となった法人に対し、支払不能の場合等を除き、一定期間破産の宣告をすることができないこととする。

4 民事調停法による民事調停の申立ての手数料の特例

特定非常災害の被災地区内に住所等を有していた者が、特定非常災害に起因する民事に関する紛争について、一定の期間内に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立ての手数料を免除することとする。

5 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例

特定非常災害に際して建築された応急仮設住宅について、一定の場合には、建築基準法による存続期間を、一定期間延長することができることとする。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から施行することとし、1及び5は平成7年1月1日以後に発生した災害について、2から4までは平成8年4月1日以後に発生した災害について適用することとする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/136/136419.htm

その他関連法

●公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第26号）

【要旨】

本法律案は、公害の影響による健康被害者の保護の充実を図るため、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含めることとするとともに、補償給付に係る認定の更新について、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り更新の申請ができるようにする特例措置を設けようとするものである。

認定の更新に係る改正規定は公布の日から、遺族補償費の支給対象に係る改正規定は平成7年4月1日から施行することとしている。なお、認定の更新に係る改正後の規定は、平成7年の兵庫県南部地震による災害についても適用することとしている。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1 阪神・淡路大震災に被災した被認定者について、その実態の把握に努めるとともに、補償給付等を適切に受けられるよう、認定更新手続の周知徹底、医療機関等関係者への指導等を行うこと。

2 建築物の解体・撤去等に伴う環境の悪化等阪神・淡路大震災に伴う環境の二次汚染及び被災した工場・事業場の操業再開等に伴う環境の汚染を防止し、並びに、地域住民の健康を保護するため、環境モニタリング調査を継続して実施することにより環境汚染の状況を的確に把握するとともに、事業者への指導、住民への啓発等適切な措置を講じること。

3 阪神・淡路大震災の被災地域の復興に当たっては、近年の大気汚染の状況等を踏まえ、環境保全に配慮した都市づくりに協力すること。

4 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。

5 健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めること。

6 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サー

ベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

7 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。

8 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。

9 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。

右決議する。

●平成七年度における公債の発行の特例に関する法律（平成7年法律第100号）

【要旨】

本法律案は、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、平成7年度における公債の発行の特例（特例公債）に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行等

(1) 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算（第1号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額（5,638億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2) (1)により平成7年度に発行できるとされた特例公債の発行は、平成8年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。

(3) 政府は、(1)による特例公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/old_gaiyo/132/132405.htm